

【 参 考 】

1 湖沼の種類指定状況

(1) COD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
(諏訪湖 天竜川 水域)	諏 訪 湖 (全域)	A	ハ	国 S46.5.25 (閣議決定)
	白 樺 湖 (全域)	A	ロ	〃
	蓼 科 湖 (全域)	A	ロ	〃
(信濃川 千曲川)	猪 名 湖 (松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域)	A	イ	県 S51.5.4 (県告第 280 号)
	女 神 湖 (全域)	A	イ	〃
信濃川 (犀川)	み どり 湖 (全域)	A	イ	〃
	美 鈴 湖 (全域)	A	イ	〃
	青 木 湖 (全域)	A A	イ	〃
	中 綱 湖 (全域)	A A	ロ	〃
	木 崎 湖 (全域)	A A	ロ	〃
(信濃川 千曲川)	丸 池 (琵琶池を含む) (全域)	A	ロ	〃
	大座法師池 (全域)	A	イ	〃
関 川	野 尻 湖 (全域)	A A	ハ	〃
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	A	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)

【環境基準】COD等 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以 下	1 mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	20CFU /100ml 以 下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以 下	5 mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU /100ml 以 下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以 下	15mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以 上	—	

【達成期間】イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 窒素・磷

水 系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日	備 考
天竜川 (諏訪湖水域)	諏 訪 湖 (全域)	Ⅳ	ハ	県 S59.4.12 (県告第 350 号)	
信濃川 (犀川)	青 木 湖 (全域)	Ⅰ	イ	県 S60.3.22 (県告第 250 号)	全窒素については 当分の間適用しない
	中 綱 湖 (全域)	Ⅱ	ハ	〃	
	木 崎 湖 (全域)	Ⅱ	ハ	〃	
関 川	野 尻 湖 (全域)	Ⅰ	ハ	県 H1.4.10 (県告第 319 号)	
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	Ⅱ	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)	全窒素の項目の基 準値を除く

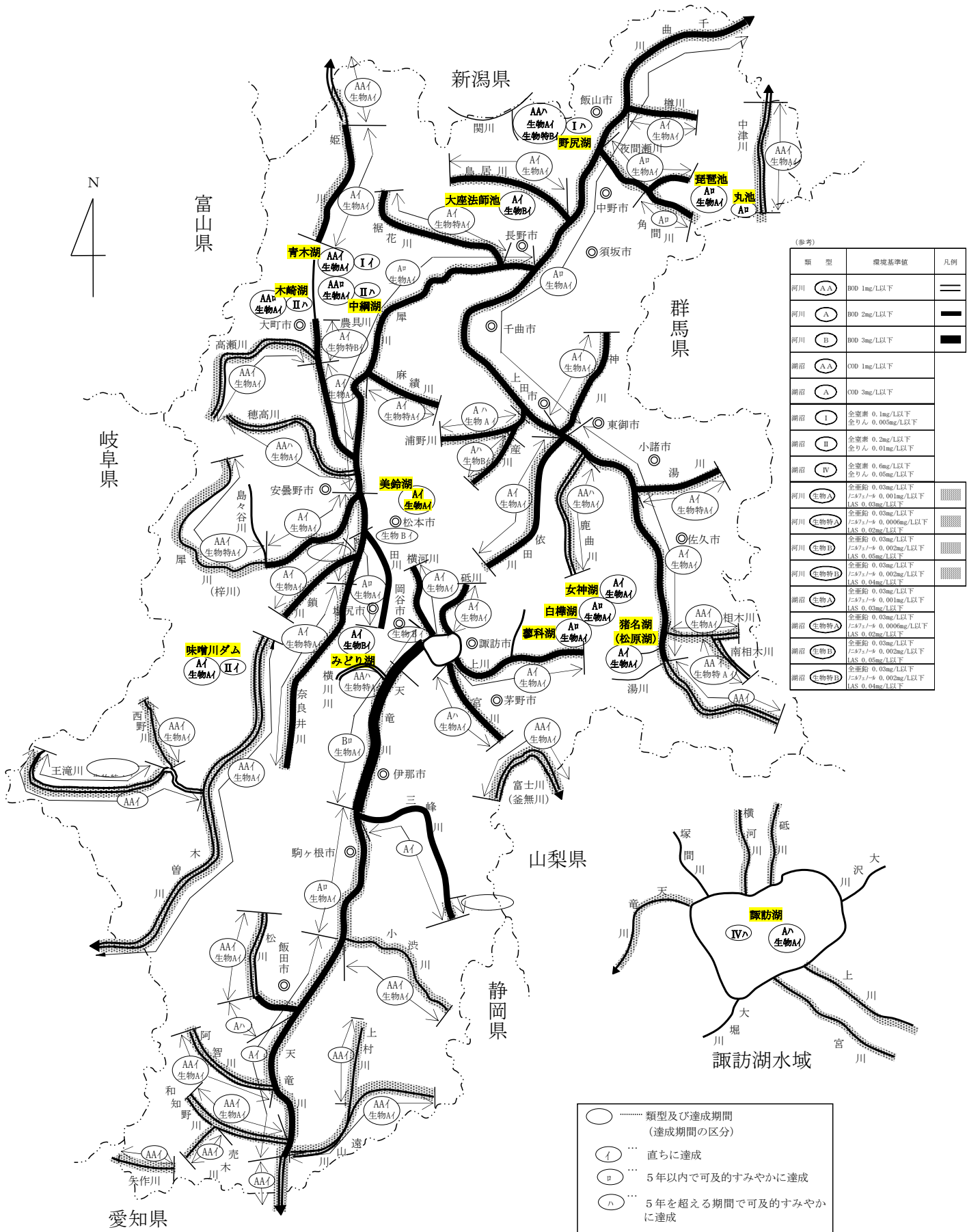
【環境基準】全窒素、全磷 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 磷	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	

【達成期間】イ：直ちに達成、ロ：5 年以内で可及的速やかに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環 境 保 全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

2 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図



3 関連する根拠法令等

○水質汚濁防止法（抜粋）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

○環境基本法（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

○「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（抜粋）

第1の2（2）

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- カ （略）

第4

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- （1）科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- （2）水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- （3）水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表第2の1（2）のイの備考2（湖沼の全窒素及び全リンに関する環境基準）

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼（全窒素／全リン比が20以下であり、かつ全リン濃度が0.02 mg/l以上である湖沼。（水質汚濁防止法施行規則第1条の3第2項第1号））についてのみ適用とするものとする。

○「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用について」

（平成6年8月30日 環水管第167号・環水規第206号）（抜粋）

1 水域類型指定の一層の適正化について

（1）水域類型の見直しについて

水域類型の見直しについては、水質環境基準告示第4において、「水域の利用の態様変化等事情の変更に伴い」、水域類型指定を「適宜改訂する」とされていることにかんがみ、現在水域類型指定が行われている委任水域のうち、水域類型指定後の事情の変更に伴って利水状況と水域類型との不整合等が生じており、水域の現在及び将来の利用目的等に照らして、水域類型指定を変更する必要があると認められる水域については、速やかに見直しを実施されたい。